



## 「年金受給資格、納付10年に短縮」

平成29年8月1日より施行

年金の受給資格を得るために必要な**保険料の納付期間を25年から10年に短縮する** 改正年金機能強化法(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案)が11月16日午前の参院本会議で、全会一致で可決、成立しました。

- ★内容は、年金受給資格期間短縮の施行期日の改正  
 老齢基礎年金等の受給資格期間短縮に係る施行期日を、消費税10%引上げ時から、平成29年8月1日に改める。  
 (同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる。)



当初、消費税10%引上げ時の平成27年10月からと決め、国民年金保険料の10年後納制度とともに無年金者を少なくしようと決まっていたものを、消費税10%引上げが実施されず、一旦、平成29年4月に実施時期は延ばされていました。

しかし、それをまだ2年6か月先延ばしにするとし、平成31年10月とされていました。

その後、今年の参議院選挙後の記者会見で安倍総理は「受給資格期間の短縮は平成29年4月からスタートできるように準備を進める」と発言したこともあり、検討が進められてきました。

結果、消費税10%引上げ実施時期まで待たずに、平成29年8月1日に施行すると決められたのです。ただし、年金受給資格期間短縮の施行のみです。

### ★「得」をする人は、

新たに年金を受給できるようになった本人と、その家族ではないでしょうか。

今までカラ期間を足しても、自身の加入記録が10年以上あるが、25年(300月)無かった人には、これまで払ってきた保険料が掛け捨てになりません。

ご自身の加入記録に応じた老齢の年金が受給できることとなります。

65歳以上で、厚生年金加入(共済年金を含む)が1か月以上あれば、老齢基礎年金と老齢厚生年金が受給できます。

老齢厚生年金を受給している方が死亡した場合、その者によって生計を維持されていた遺族は、遺族厚生年金を受給できる場合があります。

「年金は貰えない」と思っていた人たちには朗報です。

日本年金機構では、対象者全員に来年2月頃から、案内を送付することになっています。請求は8月になってからです。

### ★「損」をする人は、

やはり、生活保護を受給している人でしょうか。

生活保護の支給額 = 最低生活費 - 年金収入 の計算式は変わりませんから

これまで、税金で支払ってきた生活保護費の一部を年金で支払うという形でしょうか。

「10年」だけが先行して「国民年金は40年間が被保険者」という部分が薄れていくような感じがします。確かに無年金者は減少するでしょうが、低い年金額だけでは生活できません。

今後も、生活保護の額より、基礎年金額のほうが低いという状況は変わらないのですから、何らかの自助努力はするべきだろうと思われます。

## 「健保・船保の被扶養認定の要件について」

平成28年10月1日より被扶養者(兄、姉)の同居要件がなくなりました。